

旧松本市立博物館解体工事

現 場 説 明 書

(現場説明事項・施工条件明示事項)

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工事名称 | 旧松本市立博物館解体工事 |
| 2 | 工事場所 | 松本市丸の内4番1号 |
| 3 | 工事概要 | 旧松本市立博物館（旧博物館：RC造地上2階＋PH、地下1階
延床面積 3,265.73 m ² 、旧収蔵庫：RC造地上2階 延床面積 178.44 m ² ）を解体するもの |
| 4 | 発注者 | 松本市長 臥雲 義尚 |
| 5 | 設計者 | 株式会社 伊藤建築設計事務所 |
| 6 | 工事監理者 | 別途松本市が契約する設計事務所 |
| 7 | 監督職員 | 別途通知する |
| 8 | 工事期間 | 契約の日 から 令和7年（2025年）10月31日 まで |

9 施工条件

本工事における施工条件は、公共建築工事標準仕様書に定めるものの他、以下のとおりとすること。

一般事項	1 仕様書 工事毎に示す特記仕様書及び下記によること。 本体解体工事 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 電気設備解体工事 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 機械設備解体工事 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版） 上記に示した各仕様書は、現場事務所に常備すること。 2 作成・提出書類 下記を基本とし、特記仕様書に記載のあるもの、松本市「建設工事施工/提出書類マニュアル」及び契約後別途指示する書類とすること。 着工時 ア 着工届 ... 1部 イ 現場代理人及び主任技術者等届 ... 1部 ウ 工事工程表（バーチャート工程表） ... 1部 エ 総合施工計画書 ... 1部 速やかに オ 工事工程表（ネットワーク工程表） ... 1部 速やかに 施工時 ア 施工計画書（工事毎） ... 3部 イ 工事報告書（毎月） 工事日報、工事記録、出面票 打合・覚書・指示票 工事進捗状況写真及び工事進捗状況 ウ 総合図（各工事を総合調整する施工図作成前の図面） エ 施工図 竣工時 ア 竣工届 イ 工程写真（松本市「建設工事施工/提出書類マニュアル」第3章建設工事写真撮影要領を参照すること。） ウ 保全に関する資料 エ その他別途指示する工事書類 3 設計変更への対応 工事の実施において、予見できない事態等により設計内容の変更が必要となった場合は、松本市「工事請負契約設計変更ガイドライン」により、適切に対応すること。
------	--

施工体制 関係	1 現場代理人の常駐 受注者は、監督職員が認めた場合を除き、現場代理人を現場に常駐させること。 2 主任技術者等の資格 建設業法の定めにより、技術者を設置すること。 3 工事打合せ定例会 工程の進捗管理や提出書類の確認、施工管理上必要な打合せ等のため、定期的に工事打合せ定例会を開催する。開催は工事監理者又は監督職員の指示によるものとし、場所・機材の提供等、開催に協力すること。 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は工事打合せ定例会へ出席すること。 4 総合図の作成 それぞれの設計図書に分散して盛り込まれている設計情報等を一元化して検討し、工事全体概要と相互関係を把握し、施工図作成の適正化と効率化を図るため、必要に応じ総合図を作成すること。 作成要領等は監督職員の指示に従うこと。 5 施工図・施工計画書の作成と提出 工事毎に施工図・施工計画書を作成し、工事監理者及び監督職員の承諾を得た後、現場での施工に入ること。（施工図の提出は、原図及びコピー１部を原則とすること。） 承諾を得ずに施工した場合で、監督職員から是正の指示を受けたときは、直ちにこれに応じること。 6 工事实績情報の登録 受注金額が５００万円以上の場合は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事实績データ」を作成し、登録機関への手続きを証明する資料を監督職員に提出すること。 工事实績情報サービス（CORINS）への登録は、受注・変更・竣工・訂正のあった日から土日祝日を除き、１０日以内に行うこと。 7 施工体制台帳、施工体系図 建設業法により施工体制台帳の作成が義務付けられる業者については、台帳を作成し、現場に備え付け、工事完了後に竣工書類として写しを提出すること。また、施工体系図を作成、変更の場合はその都度更新し、公衆の見やすい場所に掲示すること。なお、工事完了時の施工体系図の写しを竣工書類として提出すること。
工程関係	1 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 本工事は国宝松本城内の工事となるため、以下のとおりの制限がある。施工計画の立案にあたり、監督職員及び松本城管理事務所と必ず打合せを行うこと。 施工時期 工事期間中、松本城公園内でのイベントが開催される時期は工事に制限が出る可能性があるため、事前に関係各課と協議すること。 主なイベント予定：１１月 菊花展、国宝松本城 Week、弓道大会、松本マラソン １２月 松本市イルミネーション（２月まで） １月 氷彫フェスティバル、国宝松本城新春祝賀特別行事、文化財防火デー ４月 夜桜会・光の回廊 ５月 市政記念日天守・庭園無料開放、松本藩古流砲術演武 ７月 太鼓まつり ８月 お城 de ハーモニー、エイサー、薪能、お城盆踊り、

	OMF パレード合同演奏会、OMF スクリーンコンサート 9月 ピアフェス、3×3 10月 信州・松本そば祭り、古式砲術演武、菊花展 施工時間 イベントの内容、開催日によっては、大きな音、振動等の発生する工事に制限が出る可能性があるため、都度関係各課と協議すること。 2 近隣関係との調整 現場施工の開始前に、本工事敷地周辺の住民に対し文書配布により工事説明を行う予定である。現場施工はその後に開始すること。また、工事説明に際し、同行、資料作成等により協力すること。
用地関係	1 仮設用地 本工事現場事務所は松本城二の丸内へ建設してはならない。建設用地として、南・西外堀復元事業用地の一部を利用できる予定である。利用にあたり、以下の条件を遵守すること。 使用を認めた場所であっても、発掘調査等の必要が生じた場合には、お城まちなみ創造本部の指示に従い、直ちに場所を明け渡すこと。（現場事務所を別の場所に移動すること。） 事業用地は史跡指定範囲になるため、掘削、整地等は行わず、現状のままで使用すること。 使用にあたり、現状変更が必要な場合は、文化財課に現状変更許可申請書を提出し許可を得ること。 事業用地の一部は将来的に土壤汚染対策法に基づく区域指定を行う土地を含むことから、やむを得ず掘削、整地等を行う場合は、文化財課への申請に加えて、お城まちなみ創造本部と協議の上で実施すること。 車両の出入りは市道1057号線側からとし、外堀大通りからの出入りは行ってはならない。 事業用地を重機やトラック等の駐車場として使用してはならない。
公害関係	1 工事に伴う公害防止 現場施工にあたり、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のないよう十分配慮すること。
安全対策関係	1 安全教育・研修・訓練 工事現場では労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌等へ記録するほか、工事写真に整理・保管し、監督職員の求めに応じて提示すること。なお、竣工検査時には必ず提示すること。 2 交通管理 工事用車両の進入 現場に進入する工事用車両の経路及び駐車箇所は、事前に打合せを行い定めること。また、工事車両の通行は互いの打合せにより干渉を最小限に止めること。特に、廃棄物処理、資材搬入等大型車両が出入りする際には、交通誘導員を配置する等配慮すること。 なお、通路、道路等は汚さないように心掛けると共に、車両の出入りにより汚れた場合は、受注者の責任において速やかに清掃すること。 危険防止の措置 危険防止については、関係者と事前に十分打ち合せを行い万全を期すると共に、通学・通勤者、地区住民、観光客および一般通行者に対して十分な措置をとること。

	交通誘導員 現場に大型車両が出入りする際は、車両動線付近に警備業者に所属する交通誘導警備員を配置し、付近通行者の安全確保に努めること。 3 車両への過積載防止対策 長野県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。 取引メーカーから購入する各種材料や下請け業者についても過積載防止対策の範囲とすること。 対策について、施工計画書に具体的に記載すること。 工事現場において過積載車両が確認された場合、速やかに改善を行うとともに監督職員にその内容を報告すること。 4 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策 ピット内部等の酸素欠乏危険箇所における作業では、換気設備を設けるなど適切な安全対策を行うこと。 5 その他工事との関連 近接・別途発注工事が同時に行われ、出会い帳場が想定される場合は関係者で安全協議会を組織し、工程管理、工事車両進入を含め総合調整を行うと共に、安全管理には十分な配慮をすること。
工 事 用 道 路 関 係	該当なし
仮 設 等 関 係	1 安全確保 関係法令等に従い、工事の施工に伴う災害の防止、安全の確保及び環境の保全に努めること。仮設足場等は、関係法令等に基づき必要かつ安全なものを設置し、設置完了時、盛替え後、地震、強風等の経過後は、受注者の責にて使用前に必ず安全点検を行うこと。 2 仮設の施設 出入口の施錠 現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。 火気等の使用 火気等の使用に際しては、十分に留意すると共に使用後は必ず現場を確認すること。 工事終了時の確認 現場代理人は毎日の工事終了後に必ず現場内を巡回し、異常が無いこと確認すること。特に、建物内外、敷地出入口ゲートの施錠を確認すること。 既存構造物の養生 工事实施に伴い、舗装道路、縁石等既設の構造物へは必要に応じ養生を行うこと。万一損傷を与えた場合は、受注者の負担で復旧すること。 3 仮設に係る経費 工事に必要な仮設建築物、電力、給水、電話施設等の費用は、着工時より工事竣工引渡しに至るまでの間、すべて受注者の負担とすること。
建 設 副 産 物 関 係	1 建設発生土の処理方法等 本工事において、建設発生土は生じない。 2 建設副産物（産業廃棄物等）の処理方法等 現場施工の着手前に、建設副産物（産業廃棄物等）の処理に係る管理体制を明確にし、産業廃棄物処理計画書を監督職員へ提出し確認を受けること。産業廃棄物処理計画書には、以下のものを添付すること。 産業廃棄物処理委託契約書の写し（既契約のものも含む）

	産業廃棄物処理業許可証の写し 現場から積替・保管施設、中間処理施設(中間処理のない場合は最終処分場)までの経路図及び中間処理施設(中間処理のない場合は最終処分場)の写真 建設副産物(産業廃棄物等)の処理フロー図 3 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 関係法令に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を用いて適切に行い、その記録の整理を行うこと。記録写真は、特記仕様書及び松本市「建設工事施工/提出書類マニュアル」3-3に記載の方法により行い、竣工時に提出すること。
工事支障物件等	1 上空架線、地下埋設物、植栽等 重機(クレーン)作業に際して必要に応じ、適切な防護等の措置を講ずること。
排水関係	1 地下内部解体時に湧水が確認された場合は、その処置について監督職員と協議すること。
薬液注入関係	該当なし
環境測定	1 室内空气中化学物質濃度測定 施工に際しては、室内空気を汚染する化学物質発生が懸念される材料の使用を可能な限り避けること。
その他	1 不具合・疑義等が生じた場合は、必ず工事監理者及び監督職員へ連絡し、指示を受けて施工すること。 2 万が一災害・事故等が発生した場合は、直ちに緊急連絡体制に基づき対応し、二次災害を防止すると共に工事監理者及び監督職員へ連絡すること。 3 工事上支障となる障害物等は、受注者の負担で処理を行うこと。 4 工事実施に伴い、舗装道路、縁石等既設の構造物へは必要に応じ養生を行うこと。万一損傷を与えた場合は、受注者の負担で復旧すること。 5 施工にあたり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。 また、その際は発注者及び所轄警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。 6 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 7 仮囲い設置の際の掘削は、試掘調査で確認された建物建設時の造成土範囲とする。施工に当たっては、事前に監督職員と協議すること。 その他に掘削を伴う工事についても、必ず事前に試掘調査結果を確認し遺構保護に留意すること。 8 樹木の伐採について、設計図書に記載の樹木以外の伐採が必要となった場合は、事前に監督職員と協議すること。 9 工事車両の通行等について 土橋部分の通行の際は、付近通行者への安全に十分に留意すること。また、工事期間中は土橋の沈下がないよう毎日レベル計測を行うこと。沈下が認められた場合は、工事を一旦中止し監督職員と協議すること。 10 仮囲い内のイベント用車両等の通行について 本工事仮囲い内における車両通行の要請があった場合は、それらの要請にできる限り協力すること。 11 週休2日工事について

	本工事は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資することを目的とした週休2日工事の対象工事であり、施工者希望型週休2日工事として発注する。 週休2日工事の実施は、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。 受注者が週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前に、週休2日工事の実施に係る通知書（様式第1号）によりその旨を監督職員に通知したうえで、当該工事の対象期間内において、週休2日の実施に取り組むものとする。
--	--